

## 届出をすることができるのは？

※「氏」と「名」で届出をすることができる人が異なります

「名」のフリガナ→本人

「氏」のフリガナ→原則、戸籍の筆頭者が届出。筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人となります。



## 手数料は無料

手数料は一切かからず、届出をしなくても罰則や罰金はありません。届出にあたって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありませんので、戸籍のフリガナの届出に関連した詐欺にご注意ください。

## 出生などで新たに戸籍に記載されるかたのフリガナ

5月26日から、出生などで新たに戸籍に記載されるかたのフリガナについては「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」というルールが設けられます。

### 【認められない例 その1】

漢字の意味や読み方との関連性をおよそまたは全く認めることができない読み方

ジョージ ×  
**太郎**

### 【認められない例 その2】

漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方

ヒクシ ×  
**高**

## 住民票のフリガナが表示されなくなります

改正戸籍法の施行によって、住民票に記載された氏名のフリガナは、5月26日以降、一旦表示されなくなります。戸籍の氏名にフリガナが記載された後、順次住民票にフリガナが記載されます。

## 戸籍に氏名のフリガナが記載されることで期待される効果

今まで、法律上の根拠がなかったため、氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでした。今回、氏名のフリガナが戸籍に記載されることで「本人確認情報としての利用」「行政サービスのデジタル化の促進」「各種規制の潜脱行為の防止」などの効果が期待されます。



## フリガナの通知が届いたら

通知が届いた後のフローチャート

本籍地から届いた通知の氏名のフリガナが正しい

YES

### 本籍地への届出不要

令和8年5月26日以降に通知されたフリガナが自動で戸籍に記載される

NO

### A.氏異なる場合は原則として筆頭者が届出

筆頭者が既に除籍されているときは、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出

### B.名異なる場合

原則、本人が届出。未成年の場合は法定代理人が届出可能

届出期間は  
令和7年5月26日～  
令和8年5月25日  
に限られます



届出をする人は、電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っていますか？

YES

マイナポータル(オンライン)で届出(来庁不要)

NO

本籍地に郵送もしくは市役所窓口で届出

## 戸籍に氏名のフリガナが記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行されることで、戸籍に氏名のフリガナが記載されます



「戸籍制度マスコットキャラクター」コセキツネ

(戸籍の写しイメージ)

|    |                   |
|----|-------------------|
| 本籍 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地 |
| 氏名 | 法務 太郎             |

全部事項証明

氏の振り仮名

ホウム

フリガナを記載します

戸籍に記録されている者

【名】太郎

【名の振り仮名】タロウ

## 戸籍に氏名のフリガナが記載されるまで

### ①改正戸籍法の施行(令和7年5月26日)

本籍地の市区町村長から、戸籍に記載する予定の氏名のフリガナの通知(はがき)が郵送で届きます。この通知は、5月26日以降に本籍地の市区町村から送付されるため、手元に届くのは本籍地の発送時期によって異なります。

本籍地が福津市のかたについては、7月下旬の発送を予定しています。本籍地が福津市ではない場合は、本籍地の市区町村または法務省が設置予定の専用のコールセンターにお尋ねください。コールセンターの電話番号や市区町村における通知発送時期、通知状況を集約した情報は法務省ホームページで公表される予定です。

通知が届いたら、フリガナに誤りがないか必ずご確認ください。通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。通知のフリガナが誤っているときはフリガナの届出をしてください。

### ③市区町村長によるフリガナの記載(令和8年5月26日以降)

令和8年5月25日までに届出がなかったかたについては、②で通知された氏名のフリガナが戸籍に記載されます。この方法でフリガナが記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変



### 戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

誤っている場合は、必ず届出を！

|  |                |
|--|----------------|
| 戸籍に記載されるフリガナの通知書                                   | 〇〇市〇〇区 印       |
| 届出をしなくても、令和8年5月26日以前にこの通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。 |                |
| 本籍   | 〇〇市〇〇区〇〇12345番 |
| 【氏名のフリガナ】  |                |
| 氏  | 法務             |
| フリガナ   | ホウム            |
| 【名の振り仮名】   | 法務 太郎 様のみ      |

|          |      |
|----------|------|
| 【名の振り仮名】 | 太郎   |
| ① 名      | タロウ  |
| ② 名      | 京子   |
| ③ 名      | キョウコ |
| ④ 名      | 正    |
| ⑤ 名      | タダシ  |
| ⑥ 名      | ゆり   |
| ⑦ 名      | ユリ   |

①～⑦のフリガナは、届出をせずに、令和8年5月26日以前に届出がなかったかたの届出が可能です。

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心！

通知のフリガナが誤っていた場合は令和8年5月25日までに氏名のフリガナの届出を行ってください。届出方法は「オンライン(マイナポータル)での届出」「本籍地への郵送での届出」「市区町村窓口での届出」のいずれかの方法があります。

届出をする場合は、他の行政手続きなどで使用している氏名のフリガナを事前に確認してください。戸籍上の氏名のフリガナと異なる場合、他で使用しているフリガナの変更手続きが必要になるなど、不都合が生じる可能性があります。

更の届出をすることができます。一方で、市区町村に届出をした後にフリガナを変更する場合は、家庭裁判所の許可を得て、届出をする必要があります。